総　務　ステップハウスの施設用備品等を購入

議案第七号　平成十六年度一般会計補正予算（第一号）

□**当局（提案理由）**　本補正予算案は、歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ三四六五万円を追加し、歳入歳出予算の総額を四六四億九三六五万円にしようとするもの。

■**委員**　市営住宅を改修して設けられるステップハウス（自立のための中間施設）には、どのような備品があるのか。

□**当局**　消耗品で照明器具、備品で浴槽とふろ釜、コンロを予定している。

■**委員**　何も持っていかなくても生活は即可能なのか。

□**当局**　身の回りのものは個人で用意してもらうが、大きなものは準備できていると思う。

■**委員**　愛宕駅周辺土地区画整理費で一ヘクタールの部分はマンション用地と考えているという話があったがどうなのか。

□**当局**　愛宕駅東第一地区だと思うが、マンションを建設するということではなく、駅前に近いのでマンションも建てられるような用途と地区計画に整備したいというものである。

■**委員**　今回、歩行者専用道路として必要な部分を全部確保できたと理解してよいのか。

□**当局**　まだ区画整理の中でほんのスタートであり、愛宕駅東第一地区でかなりの部分を担っているので残り半分くらいである。図面がないので測ることができないが、今後権利者との都合で建てかえなどもあるので、その際にはその辺まで詳細な設計をお答えさせていただきたいと考えている。

◆本会議・全会一致で可決

愛宕駅東第一土地区画整理地

環境経済　規格地上高35メートル級のはしご車を購入

議案第十号及び議案第十一号　災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の購入及び救助工作車Ⅱ型の購入

□**当局（提案理由）**　近年の高層建築物に対応するため、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び、複雑多様化の傾向にある災害に対応するため、救助工作車をそれぞれ更新しようとするもの。

■**委員**　はしご車の入札が三者ということだが、もともと取り扱っている業者がないのか。

□**当局**　指名選定業者の選定基準は十者であるが、市の指名参加登録のうち、はしご車の製造販売実績等の要件を満たすのは、今回指名させていただいた三者のみである。

■**委員**　はしご車の規格地上高が約三十五メートルということだが、市内で一番高い建物はどの程度の高さなのか。また、現有のはしご車と比べてどの程度高くなっているのか。

□**当局**　市内で一番高い建物は十二階建てのロイヤルステージ野田とルビアス野田である。現有のはしご車は二十四メートルであり、八階建て相当の建物にしか対応できなかったが、三十五メートル級を購入することで十二階建て相当の建物に対応できる。

■**委員**　救助工作車はテロを想定し、どのような対策機材を装備しているのか。

□**当局**　用具類については、化学防護服、汚染部分を洗い流すものとして除染シャワー、除染剤の散布機、生物剤の検知器の四点を装備する予定である。

◆本会議・全会一致で可決

購入予定と同型のはしご車

小中学校用のパソコン機器を増設　文教福祉

議案第九号　小中学校用パーソナルコンピュータ機器の購入

□**当局（提案理由）**　小中学校の情報教育の充実のため、教育用パーソナルコンピュータを更新しようとするもの。

■**委員**　コンピュータの更新ということだが、それぞれの学校に何台くらい設置し、予定入札価格はいくらであったのか。

　十者による指名競争入札で五者が辞退をし、実質五者で行われたと思うが、辞退の理由は。

　また、十者のうち市内業者は何者あるのか。

■**委員**　各学校の配置数は小学校で四十二台、中学校でコンピュータ室用に四十二台、普通教室・特別教室用として東部中に十九台、南部中に五十台、福田中に二十五台が整備される予定である。予定価格については、入札契約適正化法に基づく情報の公表の事務取り扱い要領に基づき公表していない。

　業者の申し出による主な辞退の理由は、設置後の補修を自社で対応できない、仕様内容の一部履行が難しい、工期までに対応が難しい、などである。

　また、この規模の業種の応札が可能な業者が市内にないので、市外の業者のみである。

■**委員**　パソコンの購入は一〇〇％合併特例債なのか。

□**当局**　予算措置として充当する起債は、合併特例債で九十五％を充当し、他の財源は合併市町村補助金の一部を充当して支出したいと考えている。

■**委員**　旧関宿町では中学校で五年使ったコンピュータを小学校で使用したこともある。基本的には地方自治体の扱っていく物品は買い取りで行うべきと考えているがどうなのか。

□**当局**　リースの方がリース会社の経費が発生するが、維持管理全体を考えた時にはリースにしていくケースも当然出てくる。

　今回の場合には合併特例債を使うには買い取りでないと使えないために、買い取りで対応をしている。

◆本会議・全会一致で可決

建　設　DV対策に公営住宅を目的外使用

議案第三号　市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

□**当局（提案理由）**　構造改革特区の全国規模の規制改革要望として野田市の提言が認められた配偶者からの暴力被害者の公営住宅の入居について、目的外使用として関係規定を整備し、居住の安定を図り、その自立を支援しようとするものである。

■**委員**　常時一戸を確保していくということだが、市営住宅の応募は六倍から七倍という状況にあり、こういう人が発生しなくても、一戸だけは確保していくのか。

　また、当初六カ月と思ったが、一年間に延長するといった判断は誰が行うのか。

　あわせて、その期間中にもう一件発生することもあり得ると思うが、空き室がない場合には、どのように対応するのか。

□**当局**　部屋については、常時一戸を確保しておくということになる。

　六カ月を超える場合の判断については、市としても少し自立まで時間が必要であると判断した場合に最長一年まで延長する。

　また、仮にそこに入居していて同じような事例が発生した場合には、市営住宅の応募状況等を判断し、とりあえず一戸確保してあるが、そのほか同じような事例が発生した場合は生活支援センター、県の施設等にあっせんをしたり、民間のアパート等の借り上げなどで対応していきたいと考えている。今後、広域的に対応するために県営住宅でも同じように確保していただくよう働きかけていきたい。

■**委員**　入居者の市営住宅使用料について、離婚をしないで入居することになると思うが、その場合には夫の収入に基づく算定方法で公営住宅の使用料を徴収するのか。それ以外にその人が自立するまで分離徴収みたいな形で徴収するのか。

□当局　使用料の算定根拠については、あくまでも被害者の収入であり、夫の収入は加算されない。

◆本会議・全会一致で可決